

(様式 1)

**利益相反申告書**

氏名：

所属：

記載日：

日本生物学的精神医学会では、利益相反の開示が義務づけられました。投稿論文の著者全員は、論文と関連する企業・法人組織との経済的な関係について、日本生物学的精神医学会「研究の利益相反（COI）に関する指針」の細則第 5 条の基準に従い、論文投稿時から遡って過去一年間、申告対象とすべき COI 状態がある場合は以下を選択、または記載してください。

投稿論文と関係のない団体等からの利益については申告の必要はありません。

- 企業・法人組織等の役員、顧問職、社員等一団体からの報酬額が年間 100 万円以上
- 株式の保有が一企業につき一年間の株式による利益 100 万円以上、または当該全株式の 5% 以上を所有する
- 特許権等実施料につき一団体からの一つの実施料が年間 100 万円以上
- コンサルティング・会議出席・講演など専門的知見や労力の提供に対する支払につき一団体からの年間合計が 50 万円以上
- パンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料につき一団体からの年間合計が 50 万円以上
- 研究費につき一団体から支払われた総額が年間 200 万円以上
- 奨学（奨励）寄付金につき一団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上
- 寄付講座に所属している
- 研究と直接関係のない旅行、贈答品等を一団体より総額年間 5 万円以上受けている

補足説明（必要な場合のみ）